

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第35条の4第4項第2号
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第35条の4第3項（処分移送通知書の送付）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部 生活安全総務課風俗行政係（058-271-2424）
備 考：